平成２１年（フ）第５３号
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字浦山401番地
債務者　高尾　　力
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第５３号
高知県安芸市川北甲241番地５
債務者　川田　晴彦
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第５４号
高知県室戸市領家116番地９
債務者　中島喜久子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第９７号
福岡県直方市大字頓野2104番地16
債務者　大久保典子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第９９号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野1674番地の１
債務者　永井亜紀子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第８５９号
北九州市小倉南区下曽根２丁目９番７号
債務者　徳永　律敏
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９０６号
福岡県中間市中央４丁目４番12号
債務者　河島　　勉
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９０７号
福岡県中間市中央４丁目４番12号
債務者　河島ヤヱ子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９４１号
北九州市門司区吉志６丁目19番２号
債務者　中野ゆかり
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９７０号
北九州市八幡西区光貞台１丁目１番１―302号
債務者　岡本　隆行
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９７１号
北九州市八幡西区光貞台１丁目１番１―302号
債務者　岡本　和子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９９２号
北九州市小倉北区上富野３丁目13番30―403号
債務者　立岩麻由佳（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１００２号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番８―1305号
債務者　髙尾　昭雄
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３３号
長崎県対馬市厳原町豆酘2550番地、前住所長崎県下県郡厳原町久田595番地１町営住宅久田団地302号
債務者　権藤　満吉
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２１年（フ）第４７６号
大分県豊後大野市千歳町柴山364番地２
債務者　大村　孝一
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１８２号
宮崎市大工３丁目124番地　コウトクマンション305号
債務者　有藤　英彦
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３６号
宮崎市清水１丁目12番48号
債務者　福嶋　俊美（旧姓橋口）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２８４号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5239番地２外サンコーポラス国富１―208
債務者　清水　和秀
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係